

十文橋じゅうもんばし

粕壁最勝院の裏を流れる古隅田川の下流に架けられた橋を「十文橋」という。現在の位置は当時の位置よりやや北に寄っている。これは、古隅田川が戦時中改修されて、川幅と川の位置が変わったからである。

「十文橋」の位置は往古おうこの菖蒲道しょうぶみちの渡し場で、明治になって上流に浜川戸橋（現在の梅田橋）が石橋に架け替えられたことにより菖蒲への路みちも変わって、この渡し場も廃止された。この地の人々是对岸の粕壁へ行くには梅田橋を利用することになって、目前に見える商業地に遠廻りとおまわしなければならなくなってしまった。

この不便を解消する対策を考えていたところ、岩松初五郎（現在の十文橋のもとに居住している岩松喜市氏の祖父）個人で橋を架けて、賃取橋ちんとりばしにして住民や往来の人たちの便をはかりたいと、県知事にこの許可願いを出した（明治二十三年）。知事の許可を得て、長さ八間（十四・

四トイ）幅一間（一・八トイ）の木橋を架け、通行者から橋銭はしせんを徴収ちやうしゆうした。

当時の橋銭の定額を記した標示板が今も岩松家に保存されている。

渡船賃定額

一、徒歩 一人 金壹厘いちりん

但、ただし満三歳未満児ハ無賃

一、牛・馬 一疋 金貳厘にりん

一、荷牛馬車 一輛りょう 金貳厘

一、人力車 一輛 金壹厘

一、駕籠かご 一挺ちよう 金壹厘

一、長持ながもち 一棹ひとさお 金壹厘

一、諸荷物 一荷いっか 金壹厘

一、諸荷物 一駄 金壺厘

右之通官許ヲ得候事

埼玉県南埼玉郡内牧村大字梅田

岩松初五郎

この橋賃^{はしちん}壺厘は十文とも言われたので、人々から「十文橋」と呼ばれ親しまれた。

大正時代には橋賃は五厘となり、昭和に入ってから壺銭と改められたが、橋の呼名「十文橋」は変わらず、昭和十年までこの賃取橋は続けられた。後に県道久喜線の改良工事により橋も架^かけ替^かえられたが、橋の名「十文橋」はそのまま近年永久橋に架^かけ替^かえられ、橋の標柱に「十文橋」と刻まれてその名が残されている。

初出「広報かすかべ 昭和五十二年八月」かすかべの歴史余話